

令和 6 年市議会 9 月定例会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 2 7 号	令和 5 年度静岡市一般会計継続費精算報告書	3
報 告 第 2 8 号	専決処分の報告について（交通事故、道路事故、物損事故及び傷害事故による損害賠償の額の決定について）	4
報 告 第 2 9 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	13
報 告 第 3 0 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	15
報 告 第 3 1 号	令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	17

令和5年度 静岡市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				績				年割額と 支出済額の差	比較			
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳				特 定 財 源	特 定 財 源		
					国県支出金	市債	その他		一般財源	国県支出金	市債		その他	一般財源	国県支出金			市債	その他	一般財源
2	2	総務費企画費	4	193,100,000	円	193,100,000	円	16,000,000	円	16,000,000	円	177,100,000	円	177,100,000	円	円				
		船越生涯学習 交流館建設費	5	289,600,000	円	289,600,000	円	448,451,900	円	447,900,000	円	△ 158,851,900	円	△ 158,300,000	円	△ 551,900				
		計		482,700,000	円	482,700,000	円	464,451,900	円	463,900,000	円	18,248,100	円	18,800,000	円	△ 551,900				
4	5	衛生費清掃費	元	15,550,000	円	9,900,000	円	2,798,400	円	2,000,000	円	12,751,600	円	7,900,000	円	1,951,600				
		沼上清掃工場 再整備費	2	2,759,250,000	円	1,448,700,000	円	2,645,383,100	円	1,400,700,000	円	113,866,900	円	48,000,000	円	△ 225,725,100				
		計	3	1,094,450,000	円	612,600,000	円	1,094,098,000	円	629,900,000	円	352,000	円	△ 17,300,000	円	△ 142,018,000				
		計	4	2,278,750,000	円	1,027,500,000	円	2,306,678,000	円	1,075,100,000	円	△ 27,928,000	円	△ 47,600,000	円	△ 125,288,000				
		計	5	1,515,750,000	円	903,400,000	円	1,277,448,400	円	726,200,000	円	238,301,600	円	177,200,000	円	△ 141,869,400				
		計		7,663,750,000	円	4,002,100,000	円	7,326,405,900	円	3,833,900,000	円	337,344,100	円	168,200,000	円	△ 632,948,900				
6	4	農林水 山間地 振興費	4	198,000,000	円	178,200,000	円		円		円	198,000,000	円	178,200,000	円	19,800,000				
		梅ヶ島新田 温泉改修費	5	187,000,000	円	168,300,000	円	380,905,800	円	342,400,000	円	△ 193,905,800	円	△ 174,100,000	円	△ 19,805,800				
		計		385,000,000	円	346,500,000	円	380,905,800	円	342,400,000	円	4,094,200	円	4,100,000	円	△ 5,800				

令和6年9月17日提出

静岡市長 難波 喬司

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月18日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 1,564,168 (車両時価相当額等)			令和6年 1月31日 静岡市清水区 御門台 4番1号地先	公用車で走行中、対向車線を走行していた相手方車両と衝突し、相手方車両を破損させるとともに、頸部挫傷等の傷害を負わせた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月19日

静岡市長 難 波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 36,964 (車両修理費)			令和5年 1月21日 [redacted]	駐車場に駐車しようとした相手方車両が、路面上の段差に接触し、フロントバンパーを損傷させた事故である。
円 22,500 (車両修理費)			令和6年 1月8日 静岡市駿河区 国吉田一丁目 1番7号地先	市道を走行中の相手方車両が、路肩から伸びた草木に接触し、左側ボディを損傷させた事故である。
円 53,605 (車両修理費)	静岡市駿河区 西中原二丁目 7番63- 1204号	株式会社ロゼ ッタ・トラ スト 代表取締役 垣内 伸五	令和6年 4月9日 静岡市駿河区 稲川一丁目 4番10号地先	市管理道を走行中の相手方車両が、道路上の穴に落輪し、右前輪タイヤ等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月1日

静岡市長 難 波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 37,919 (車両修理費等)			令和6年 4月12日 静岡市駿河区 中野新田 190番地の1 地先	公用車で走行中、左側 車線から方向転換しよ うとした相手方車両と 接触し、右側バンパー等 を損傷させた事故であ る。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月1日

静岡市長 難 波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 182,012 (車両修理費等)	静岡市清水区 西里 391番地の 3	清水グリーン サービス株式 会社 代表取締役 清水 千鶴子	令和6年 6月21日 静岡市清水区 和田島地内	市管理道を走行中の 相手方車両に、山側斜面 からの落石が直撃し、フ ロントガラスを損傷さ せた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月7日

静岡市長 難 波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 360,000 (車両修理費)			令和6年 4月18日 静岡市葵区 安東三丁目 6番21号地先	不燃・粗大ごみの戸別 収集作業中、塵芥車を後 退させたところ、走行中 の相手方車両と接触し、 右側後部ドアを損傷さ せた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月7日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 24,200 (サイクルポート 修理費)			令和6年 7月9日 [redacted]	消防車両を方向転換しようとしたところ、相手方所有のサイクルポートに接触し、同サイクルポートを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月13日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 91,053 (ブロック塀修理費)			令和6年 6月20日 [Redacted]	不燃・粗大ごみの戸別 収集作業中、塵芥車を後 退させたところ、相手方 所有のブロック塀に接 触し、同ブロック塀を損 傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月26日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 495,000 (歩道用照明灯 修理費)	静岡市清水区 大内 97番地の1	協和サンシン エンジニアリ ング株式会社 代表取締役 小暮 明	令和6年 4月2日 静岡市清水区 港町一丁目 7番15号地先	公用車を方向転換し ようとしたところ、相手 方所有の歩道用照明灯 に接触し、同歩道用照明 灯を損傷させた事故で ある。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年8月30日

静岡市長 難 波 喬 司

傷害事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 2,014,557 (治療費等)			令和5年 7月7日 静岡市葵区 追手町 10番地地先	救急搬送中、交差点を 右折したところ、相手方 を乗せたスクープスト レッチャーが滑り落ち、 右腸骨等打撲の傷害を 負わせた事故である。
円 1,417,368 (治療費等)			令和5年 7月7日 静岡市葵区 追手町 10番地地先	救急搬送中、交差点を 右折したところ、滑り落 ちたスクープストレッ チャーと相手方が接触 し、頸椎捻挫等の傷害を 負わせた事故である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年7月26日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和5年度都清工第3号 清水駅東口歩行者専用道線ペデスト リアンデッキ上部工事 (令和5年12月13日議決)	当初 737,000,000 第1回変更後 786,344,900	上部工の架設にあたり、道路管理者と協議した結果、道路上での主桁組立てから、橋脚上での組立てに変更することとなり、仮設工等を増工する。 (当初議決より 49,344,900円増額（6.70%増）)

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年8月20日

静岡市長 難 波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和5年度駿嘱債第1号 静岡競輪場競走路改修工事 (令和5年12月13日議決)	当初 687,500,000 第1回変更後 710,613,200	既設舗装厚が当初想定よりも厚 いことが判明したため、舗装工を 増工する。 (当初議決より 23,113,200円増額(3.36%増))

報告第30号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和6年9月17日提出

静岡市長 難波 喬 司

健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.1 (25.0)	31.9 (400.0)

(括弧内の数字は早期健全化基準)

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、簡易水道事業会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計及び中央卸売市場事業会計の令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 1 7 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

資金不足比率報告書

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
簡 易 水 道 事 業 会 計	—
病 院 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—
中 央 卸 売 市 場 事 業 会 計	—

(経営健全化基準は20.0％)